

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	経済局商工観光部経済政策課
件名	令和5年度さいたま市中小企業資金融資相談受付等業務
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和5年3月29日
契約の相手方名	公益財団法人さいたま市産業創造財団
契約金額	12,232,000円
随意契約によること とした理由	<p>公益財団法人さいたま市産業創造財団は、中小企業支援法により「都道府県等中小企業支援センター」に指定されており、本市が行う中小企業支援事業のうち、高度な専門的知識及び経験を必要とする経営の診断、助言等の特定支援事業を行っている。また、中小企業等経営強化法に基づき「経営革新等支援機関」に認定され、中小企業の経営資源の内容、財務内容その他事業の実施に関し、必要な指導及び助言を行っている。さらに、同法に基づき「中核的支援機関」に認定され、新たな事業活動を行う者に対して必要な情報の提供等の支援事業を行っている。</p> <p>非営利法人である同財団は、前述の各法に基づく指定機関及び認定機関としての機能を併せ持つ中小企業者等の総合的な支援機関であり、「さいたま市産業振興ビジョン」を推進する公益的な実施機関として、本市における産業支援の中核を担っている。同財団が指定機関として行う中小企業支援事業と本業務は密接不可分であり、本市中小企業支援施策と連動した本業務を履行できる唯一のものと判断される。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、普通地方公共団体が必要とする契約でその性質又は目的が競争入札に適用しないものとして、当該相手方と特命随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	経済局商工観光部労働政策課
件名	ワークステーションさいたま運営事業
履行場所	さいたま市浦和区北浦和3-3-1外
契約締結日	令和5年3月24日
契約の相手方名	株式会社シングマスタッフ
契約金額	51,137,489円
随意契約によること とした理由	<p>本事業は、埼玉労働局と協働で運営する本市就労支援施設「ワークステーションさいたま」において、働く意欲を持つあらゆる求職者の様々なニーズに応じた総合的な就労支援を実施し、また、埼玉労働局の実施する職業相談・紹介と緊密に連携することで、就職に至るまでのワンストップ就労支援サービスを提供することにより、就労の促進を図ることを目的とする。</p> <p>また、市内中小企業等の求人を開拓し、求職者とのマッチングを促進するとともに、当該企業に対し人材支援に係る支援を実施することで、市内中小企業等の人材確保促進を図るものとする。</p> <p>従って、本業務の実施にあたっては、相談者・求職者のサポートに責任をもって取り組むこと、また、社会経済情勢に則したニーズの高いセミナー等を設定することのできる事業者の選定が重要となる。</p> <p>そのため、受託事業者を選定するにあたっては、事業者を広く公募し、その応募者から提出された企画提案書や関係書類に基づき審査を行う公募型企画提案方式による随意契約(プロポーザル方式)の方法によることとし、事業者の蓄積しているノウハウを最大限活用できるものとした。</p> <p>公募を行ったところ、2者から企画提案があり、提案内容を受託事業者選定委員会で審査した結果、最優秀提案者として選定された当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	経済局商工観光部産業展開推進課
件名	さいたま市新産業育成支援業務
履行場所	さいたま市全域
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	公益財団法人さいたま市産業創造財団
契約金額	92,532,000円
随意契約によること とした理由	<p>本件業務は、市内に集積する研究開発型ものづくり企業の競争力向上やグローバルマーケットの開拓、新たな事業分野の開拓等を通じて、成長産業分野や新市場における事業活動の高度化を促し、新産業の育成につなげることを目的としている。このため、市が推進している(1)さいたま市研究開発型企業認証支援事業の推進、(1)～2次世代高度ものづくり企業の発掘と育成、(2)国際技術交流の推進、(3)さいたま医療ものづくり都市構想の推進等を相互に連携させながら総合的に実施することを旨とするもの。本件業務の実施にあたっては、市内企業の経営動向に関する的確な情報収集及び技術に関する分析評価のほか、工学を中心とする大学等とのネットワークや、外国の産業クラスターとのネットワーク、医療機器関連分野の開拓に必要な学会、医療機関等とのネットワークなどを有し、これらを企業支援のために効果的に活用するノウハウを持っていることが重要となる。公益財団法人さいたま市産業創造財団は、中小企業支援法に基づく本市の「都道府県等中小企業支援センター」であることに加え、中小企業等経営強化法に基づく本市の中核的支援機関として認定され、同法が定める高度技術の研究開発の指導を始め、研究開発型ものづくり企業支援に必要なノウハウ、ネットワークを有しているほか、支援人材が蓄積されている。これらを踏まえ、本件委託業務については、さいたま市産業創造財団を、当該業務を総合的に遂行できる唯一の者と判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	経済局商工観光部観光国際課
件名	さいたま市国際交流事業等業務委託
履行場所	さいたま市浦和区東高砂町11番1号コムナーレ9階 国際交流センター外
契約締結日	令和5年3月28日
契約の相手方名	公益社団法人さいたま観光国際協会
契約金額	11,742,000円
随意契約によること とした理由	<p>「さいたま市国際交流事業等業務」の業務委託先として、公益社団法人さいたま観光国際協会を選定する理由については以下のとおりである。</p> <p>①本業務には、国際化推進に係る豊富な知識と経験、地域の情報やボランティアなどのネットワークを活用した市民との協働、多角的な情報発信力及び市の方針及び事業目的の十分な理解等が必要であり、それらを有効活用することで委託事業の効果について、より向上が図られるが、公益社団法人さいたま観光国際協会は、国際化推進に係る豊富な知識と経験を有するとともに、市の方針及び事業目的を十分に理解し、本業務内容に精通する他、地域の情報やボランティアなどのネットワークを擁し、市民との協働により業務を円滑に実施する能力と実績を有している。</p> <p>②同協会は、さいたま市産業振興ビジョンの中でも本市の国際化推進における連携団体として位置付けられており、総務省から都道府県、政令指定都市に各1団体認定される「地域国際化協会」として、本市の国際交流等を推進する中核的組織としての役割を果たしている団体である。</p> <p>以上から、当該業者と随意契約した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	経済局農業政策部農業環境整備課
件名	農業振興情報システム保守管理業務委託
履行場所	さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	国際航業株式会社 埼玉支店
契約金額	1,133,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務の目的を達成するためには、必要な信用・技術・経験等を考慮し、確実に達成可能な業者との契約が不可欠である。よって、さいたま市農業振興情報システムを独自開発し、ライセンスを保有している業者との特命随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	経済局農業政策部見沼グリーンセンター
件名	さいたま市市民の森りす飼育施設管理運営業務
履行場所	さいたま市北区見沼2丁目94番地
契約締結日	令和5年3月8日
契約の相手方名	株式会社ZOOKISS
契約金額	15,262,720円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、年間を通してりすの飼育、繁殖、施設の管理及び来園者へのりすに関する説明を含めた応対を行う業務であるため、動物の飼育管理及び来園者への応対の両方に精通し、確実な業務遂行が可能な業者を選定した。</p> <p>また、さいたま市競争入札参加資格者名簿には、動物取扱業の許可を有している業者が1者のみであり、かつ生き物を扱う業務の特性上、競争入札には適さないと判断し、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	経済局農業政策部と畜場
件名	さいたま市と畜場牛特定部位等運搬処理業務
履行場所	さいたま市大宮区吉敷町2丁目23番地
契約締結日	令和5年3月6日
契約の相手方名	富士化学株式会社
契約金額	支払限度額 (内訳) 19,371,000円 特定危険部位1,300円/頭 せき柱1,200円/頭
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)において、と畜場において解体された牛の頭部、脊髄及び回腸の特定危険部位の焼却が平成14年10月18日から義務付けられており、そのうちの牛の頭部及びせき柱の運搬・処理を行うものである。</p> <p>この業務を行うにあたり、排出物が残渣(動物性副産物)であり、その中に特定危険部位が含まれるため、上記の法令により定められている通り、中間処理場として焼却処分ができる許可を持ち、可能な限り再生処理ができる必要がある。また、当と畜場より毎開場日に運搬するため、継続的な受け入れが可能で、かつ関東近辺の業者であることが必要である。</p> <p>したがって、受託業者を選定するにあたり、さいたま市に登録されている委託業者の中で上記の許可を持ち、必要要件を満たしている業者は富士化学株式会社の1者のみであり、また、埼玉県健康福祉部生活衛生課長から平成14年10月10日付生衛第1333号により「と畜場において解体された牛の頭部焼却に係る要請への対応について(通知)」で、1者のみ受け入れ可能と指導されており、他と畜場でも実績のある富士化学株式会社1者との随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	経済局農業政策部と畜場
件名	さいたま市と畜場検査廃棄物等運搬処理業務
履行場所	さいたま市大宮区吉敷町2丁目23番地
契約締結日	令和5年3月6日
契約の相手方名	富士化学株式会社
契約金額	5,280,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、と畜解体業務に伴い排出される成形廃棄物並びにと畜場法第14条に基づくと畜検査員が、同法第16条及び同法施行規則第12条の規定により、解体を禁止したもの・一部のみ廃棄を命じたもの、及びへい死獣等についての運搬及び処理を行うものである。</p> <p>この業務を行うにあたり、排出物が残渣(動物性副産物)であるため、化製場等に関する法律に基づき都道府県の許可を受けている施設であり、搬入した検査廃棄物等の排出物を肉骨粉化できる施設を有することが必要である。また、検査廃棄物等は当と畜場より毎開場日に排出されるため、継続的な運搬及び受け入れが可能で、かつ関東近辺の業者であることが必要である。</p> <p>したがって、受託業者を選定するにあたり、さいたま市に登録されている委託業者の中で上記の許可を持ち、必要要件を満たしている業者は富士化学株式会社の1者のみであり、また、近隣の他と畜場でも実績があるため、富士化学株式会社1者との随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	経済局農業政策部と畜場
件名	さいたま市と畜場牛せき柱除去業務
履行場所	さいたま市大宮区吉敷町2丁目23番地
契約締結日	令和5年3月8日
契約の相手方名	さいたま食肉市場株式会社
契約金額	支払限度額 (内訳) 2,633,400円 せき柱除去費4,200円/頭
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)において、と畜場において解体された牛の頭部、脊髄及び回腸の特定危険部位の焼却が平成14年10月18日から義務付けられており、そのうちの脊髄に付随するせき柱の除去を行うものである。</p> <p>この業務は、当と畜場内の解体室及び病畜棟で行っている大動物の解体作業と密接な関係があり、特殊な機械を使用して、肉や骨等を切断する必要があるため、熟練の技術が必要であり、さいたま市食肉衛生検査所の検査員から除去の指示があった場合、即時対応できる必要がある。また、せき柱は特定危険部位であるため、その取扱いに関しても熟知している必要がある。</p> <p>したがって、受託業者を選定するにあたり、さいたま市に登録されている委託業者の中で、上記の必要条件を満たしている業者はさいたま食肉市場株式会社の1者のみであり、また、当と畜場で開設当時から解体業務等を行っており、解体作業について実績があり、信頼できるため、さいたま食肉市場株式会社1者との随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>